

低入札調査基準価格を設定する工事の入札における注意事項

低入札調査基準価格を設定する工事において、調査基準価格の設定割合の上限（予定価格（消費税を含まない価格）の92%）に相当する金額未満で入札する場合、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となる可能性があります。

そのため、設定割合の上限（予定価格の92%）未満で入札する場合は、下記に注意するようお願いします。

記

1. 低入札価格調査の対象工事の制限事項

低入札価格調査の対象となった工事は、品質確保への取組みや工事現場の運営、取締り等の強化を図る観点から、当該工事における現場代理人と主任（監理）技術者の兼任及び「水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領」に基づく他の工事との現場代理人の兼務ができません。そのため、低入札価格調査の対象となった場合の現場管理費については、現場代理人と主任（監理）技術者の給料等がそれぞれ計上されている必要があります。

2. 低入札価格調査の調査日

低入札価格調査の調査日は、原則、入札執行日（通知日）から2営業日後に設定しています。火曜日に入札執行（開札）した場合、同一週の木曜日が調査日となります。通知からの期間が大変短くなるため、あらかじめ「水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領」に基づく提出書類の準備をお願いします。

3. 低入札価格調査の提出書類

提出書類は、市ホームページ（低入札価格調査制度について）に掲載している「水戸市低入札価格調査制度関係様式」1枚目の「低入札価格調査の実施について」に記載していますので、調査時に持参（ファイルに綴じた原本及び副本1部の計2部）してください。具体的には次項以降に記載する提出書類の例を基本とし、その他、調査時に説明が必要な資料がある場合は別途、提出してください。

4. 低入札価格調査における失格判定基準

低入札価格調査において、次のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行の確認ができないとみなし失格となります。なお、（2）の見積書については、入札情報サービス（PPI）で掲載又は閲覧所で閲覧に供する金抜き設計書（代価表、明細等含む）に記載のある項目のうち、該当するもの全てについて提出をお願いします。また、見積書の作成日については、下請等のしわ寄せ防止の観点から、工事費内訳書に記載された作成日以前のもののみを有効とし、提出後の差し替えは認めませんので注意してください。

- （1）「水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領」第5条に基づく低入札調査に係る資料の全部又は一部が提出されないとき（調査の辞退を含む）
- （2）入札時に提出された工事費内訳書と、提出書類（資材メーカー、下請からの見積書等）の記載内容が整合していない場合
- （3）工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながるおそれがあると明らかに認められる場合
- （4）入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていない場合
- （5）入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格を満たしていない場合
- （6）最低価格入札者等において、関係法令に違反する事項があると認められる場合
- （7）低入札価格調査において、発注者に対する合理的な説明がなされない場合

(参考) 提出書類の例

様式等	書類名	内容等	摘要
様式第1号	当該価格での入札が可能となった理由	以下の資料等を根拠とし、費目毎に実施可能な理由、経費縮減額等を記載する。	(1) 関係
—	入札価格の積算内訳（工事費内訳書等） （入札情報サービス（PPI）で掲載又は閲覧所で閲覧に供する金抜き設計書と同内容のものに金額をいれたもの（金抜き設計書に手書き可））	土木工事等の積算基準に基づいた工事の場合 本工事費内訳書、 代価表（一位代価表まで） 建築工事の積算基準に基づいた工事の場合 工事費内訳、工事種別内訳、種目別内訳、科目内訳、中科目別内訳、細目別内訳、別紙明細、明細 下請負者を予定する場合は、備考欄等に施工区分（「元請」又は「下請」）を記載する。	(2) 関係
任意様式	直接工事費の内訳書	※1 直接工事費の内訳書例を参照 （金額は消費税を含まないものとする。）	(2) 関係
任意様式	共通仮設費の内訳書	※2 共通仮設費の内訳書例を参照 （金額は消費税を含まないものとする。）	(2) 関係
任意様式	現場管理費の内訳書	※3 現場管理費の内訳書例を参照 （金額は消費税を含まないものとする。）	(2) 関係
任意様式	一般管理費の根拠	直近3か年の決算書における売上高（完成工事高）に対する販売費及び一般管理費の割合の平均と当該入札における工事価格に対する一般管理費等の割合を比較する。決算書の平均割合に満たない場合は、不足分に相当する金額に対する実施可能な根拠を示し、詳細に理由を記載する。なお、工事内の各経費における予備費等の充当を理由とする場合、充当後の各経費がそれぞれの失格基準を下回るものについては認めない。	(2) 関係
—	直近3か年分の決算書の写し （決算書（財務諸表）の表紙及び貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書等）	決算期の変更等の調査の資料として適さない特別の事情がある場合は、その理由を示し、その年を除いた直近3か年分とする。	(14) 関係
様式第2号	契約対象工事付近における手持工事の状況	市内又は当該工事現場から5km以内の代表的な工事を記載する。	(3) 関係
様式第2号	契約対象工事に関連する手持工事の状況	手持工事により経費節減が見込まれる場合又は元請による施工を予定している場合（入札時等における元請社員の従事工事が対象）	(4) 関係
任意様式	契約対象工事に関連する手持工事の工程表	対象工事がある場合	(14) 関係
任意様式	契約対象工事に関連する手持工事との位置関係図	対象工事がある場合 経路を朱書きで図示する。距離と移動時間を記載する。	(14) 関係
任意様式	工事箇所、事業所・倉庫等の位置関係図	経路を朱書きで図示する。距離と移動時間を記載する。	(5) 関係
任意様式	倉庫、資材置き場等の写真	当該工事で現場外の倉庫、資材置き場等を使用する場合	(14) 関係
様式第3号	手持資材の状況	当該工事で手持資材の活用がない場合は、「なし」と記載する。	(6) 関係
様式第3号	手持機械及び手持設備の状況	当該工事で手持機械等の活用がない場合は、「なし」と記載する。	(8) 関係

任意様式	手持資材の写真	当該工事で手持資材を活用する場合	(6) 関係
任意様式	手持機械等の写真	当該工事で手持機械等を活用する場合	(14) 関係
任意様式	手持機械等が使用可能な管理状態にあることを証する書類	当該工事で手持機械等を活用する場合 車検証、校正証明書等の写し	(14) 関係
様式第4号	下請予定業者及び下請予定業者と入札者の関係	ない場合は、「なし」と記載する。 (下請予定金額は消費税を含まないものとする。)	(7) 関係
様式第4号	資材購入先及び資材購入先と入札者の関係	単位当たりの単価見積の場合は、備考欄に単価及び数量を記載の上、金額を算出する。 (資材金額は消費税を含まないものとする。)	(7) 関係
任意様式	系列会社、協力会社等の下請予定業者との関係を証する書類の写し	系列会社等の関係により経費節減が見込まれる場合	(14) 関係
任意様式	下請負者からの見積書の写し	下請負者を予定する場合 見積の項目名及び規格等は工事内訳書と対比できるものとする。	(7) 関係
任意様式	系列会社、協力会社、特約店等の資材購入業者との関係を証する書類の写し	系列会社等の関係により経費節減が見込まれる場合	(14) 関係
任意様式	資材購入予定業者からの見積書の写し	設計書及び仕様書等で定める規格や品質、数量等が確認できるものとする。	(7) 関係
—	施工体系図	当該工事で予定しているもの(工期等の記載は不要とする。)	(7) 関係
—	施工体制台帳	下請負者を使用する場合 当該工事で予定しているもの(工期等の記載は不要とする。)	(7) 関係
—	下請予定業者の建設業の許可証の写し	以下の工事について下請負者を使用する場合 建築一式工事：請負代金(消費税を含む)が1,500万円以上、又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事 建築一式工事以外の建設工事：請負代金(消費税を含む)が500万円以上の工事	(14) 関係
様式第5号	労務者の具体的調達の見通し	下請予定業者を含む延べ人数を記載する。 (労務者の内訳人数は、「直接工事費の内訳書」で確認できるものとする。)	(9) 関係
様式第5号	建設副産物の処理に関する状況	設計書に廃棄物処理等に係る最終(中間)処理施設への費用計上がない場合は、「なし」と記載する。単位当たりの単価見積の場合は、備考欄に単価及び数量を記載の上、金額を算出する。なお、運搬に係る記載は不要とする。	(10) 関係
様式第5号	過去に施工した公共工事名及び発注者	過去5年間における元請としての代表的な施工実績を記載する。	(11) 関係
—	廃棄物処理等に係る運搬及び処分先の許可証の写し	設計書に廃棄物処理等に係る費用計上がある場合	(14) 関係
任意様式	廃棄物処理等に係る処理費及び処分先の見積書の写し	設計書に廃棄物処理等に係る費用計上がある場合	(10) 関係
—	経営事項審査結果通知書の写し	最新のもの	(12) 関係
—	現場代理人及び主任(監理)・専門技術者選(改)任通知書	当該工事で予定しているもの(契約年月日等の記載は不要とする。) (建設工事に必要な免許・資格がある場合は、写しを添付する。)	(13) 関係

—	現場代理人及び技術者の雇用関係を証明する書類	健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付する。	(14) 関係
---	------------------------	-----------------------------	---------

※ 摘要欄は、「水戸市低入札価格調査制度関係様式」の「低入札価格調査の実施について」における提出書類の適用号数を表示すること。

※ 調査時に調査内容に応じて追加資料の提出を求められることがある。

※1 直接工事費の内訳書例

項目	内容	金額 (円)	備考 (根拠等)
元請施工 (〇〇工事, □□工事)	〇〇 〇〇	〇〇〇	給料 (根拠提示) × 期間 (〇日間) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
元請施工 (〇〇工事, □□工事)	△△ △△	〇〇〇	給料 (根拠提示) × 期間 (〇日間)
元請施工 (△△工事等)	□□ □□	〇〇〇	給料 (根拠提示) × 期間 (〇日間)
下請施工 (〇〇工事等)	〇〇会社	〇〇〇	見積書の写し別添, 延べ人数 〇人・日 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
下請施工 (△△工事 (材工共))	△△会社	〇〇〇	見積書の写し別添, 延べ人数 〇人・日
下請施工 (□□工事, □□工事)	□□会社	〇〇〇	見積書の写し別添, 延べ人数 〇人・日
資材購入 (〇〇, □□等)	〇〇会社	〇〇〇	見積書の写し別添
資材購入 (〇〇, △△等)	△△会社	〇〇〇	見積書の写し別添
資材購入 (□□)	□□会社	〇〇〇	見積書の写し別添, 単価 × 数量 (ロス率含む) 等
リース (〇〇, 〇〇 (機械器具等) 等)	〇〇会社	〇〇〇	見積書の写し添付等 (直接工事費に機械器具等の費用計上があるものは, 下請によるもの又は様式第3号 (手持機械等) に記載のあるものを除き必要となる。)
リース (△△, △△ (仮設材等) 等)	△△会社	〇〇〇	見積書の写し添付等 (直接工事費に仮設材等の費用計上があるものは, 下請によるもの又は様式第3号 (手持資材) に記載のあるものを除き必要となる。)
廃棄物運搬	〇〇会社	〇〇〇	見積書の写し別添
廃棄物処分	△△会社	〇〇〇	見積書の写し別添, 単価 × 数量等
スクラップ	〇〇会社	-〇〇	見積書の写し添付等, 単価 × 数量等
交通誘導警備員	〇〇会社	〇〇〇	見積書の写し添付等 (建築工事の積算基準に基づいた工事の場合は, 交通誘導警備員を共通仮設費で計上するため, 直接工事費の内訳書の記載は不要) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
その他	予備費等	〇〇〇	
計		〇〇〇	提出した工事費内訳書の額と一致すること。

- ・ 見積書の宛先は、入札者（元請）宛とし、下請負者宛の見積りは認めない。
- ・ 見積書の項目は、当該工事の工事費内訳書の項目と原則合せること。やむを得ず項目等が変わる場合は、規格や数量等が当該工事の設計と同等以上であることを見積書から確認できるものとし、明確でないもの、又は一括（一式）計上等は認めない。また、項目等が変わる場合は、入札価格の積算内訳（工事費内訳書等）について、摘要欄等に見積書の項目等との対比ができるような記載とすること。
- ・ 見積価格の算出においては、最終額に対する割引やNET価格等を行わないよう依頼してください。最終額に割引等がされている場合は、割引前見積り額に対して入札価格の積算内訳（直接工事費）の各項目の金額が整合しているか（実施可能であるか）等の調査を行う。
- ・ 資材購入の見積において、積算基準書等でロス率を計上する材料等は、ロス分を加えた数量とすること。
- ・ 下請負者の法定福利費や外注（下請）経費（一般管理費）は、現場管理費に計上されるものであるため、下請予定業者の見積については、見積価格や諸経費等の内数計上（うち法定福利費〇〇円を含む等）とせず、

項目を別途計上するよう依頼してください。法定福利費を内訳として明示した見積例については、国土交通省のホームページに掲載の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を参照のこと。

(<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

法定福利費が見積価格の内数計上等されている場合は、法定福利費が含まれた見積り額に対して入札価格の積算内訳（直接工事費）の各項目の金額が整合しているか（実施可能であるか）等の調査を行う。なお、法定福利費の金額の記載がない見積書は認めない。また、下請予定業者における労働者の具体的供給見通し（延べ人数）の聞き取りを行い、標準的な社会保険（雇用保険、健康保険、介護保険料、厚生年金保険、子供・子育て拠出金）率から見積書の法定福利費の額が適正かの確認を行うこと。法定福利費の額が明らかに少ない場合は、下請予定業者に適正な額を計上するよう促すとともに、理由等がある場合は調査資料に記載してください。

（イメージ）延べ人数×日当り労務単価×社会保険率＝法定福利費

（参考）令和4年5月時点の茨城県（建設の事業）の40～64歳の社会保険率：15.7313%

令和6年4月時点の茨城県の公共工事設計労務単価（普通作業員）：24,000円/日

令和6年10月時点の茨城県最低賃金の時間額：1,005円

※2 共通仮設費の内訳書例

【土木工事等の積算基準に基づいた工事の場合】

項目及び内容については、国土交通省の「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」を参考に当該工事に必要な費用を計上すること。備考については、下例を参考に当該工事の見積りにおける金額の根拠となる費用の算式（単価×期間等）、見積書、根拠資料（類似・同規模工事（工事内容を確認するためCORINSの竣工時登録カルテ等の添付要）の支払い資料等）等を記載すること。

項目	内容	金額(円)	備考(根拠等)
運搬費	建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	仮設材等の運搬 (鋼矢板、H鋼、覆工板、敷鉄板等)	〇〇〇	見積書の写し添付等
	重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	その他建設機械器具の運搬等に要する費用	〇〇〇	自社の〇〇(車両等)を使用 給料(根拠提示)×期間等
準備費	準備に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	後片付けに要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	工事着手前の基準測量等に要する費用	〇〇〇	自社の〇〇(器具等)を使用 給料(根拠提示)×期間等
	縦、横断面図の照査等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	用地幅杭等の仮移設等の費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	丁張の設置等の費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	伐開、除根、除草による現場内集積・積み込み、整地、段切り等に要する費用	〇〇〇	自社の〇〇(重機、車両等)を使用 給料(根拠提示)×期間等
事業損失防止施設費	仮施設の設置費、撤去費、維持管理等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	調査等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等

安全費	安全管理上の監視、連絡等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	標示板、標識等の設置、撤去、補修に要する費用及び損料	〇〇〇	見積書の写し添付等
	防護柵、バリケード等の設置、撤去、補修に要する費用及び損料	〇〇〇	見積書の写し添付等
	保安燈、照明等の設置、撤去、補修に要する費用及び損料	〇〇〇	見積書の写し添付等
	その他安全施設・安全用品等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	その他安全管理等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
役務費	借地料	〇〇〇	単価×期間等 根拠資料添付
	電力等の基本料及び電力設備用工事負担金	〇〇〇	根拠資料添付
	用水等の基本料	〇〇〇	根拠資料添付
技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等 (品質管理基準等にある試験項目に要する費用を計上する。)
	出来形管理のための測量に要する費用等	〇〇〇	根拠資料添付等
	出来形管理のための図面作成に要する費用等	〇〇〇	根拠資料添付等
	出来形管理のための写真管理に要する費用等	〇〇〇	根拠資料添付等
	工程管理のための資料作成等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	完成図及びマイクロフィルムの作成に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	その他試験、調査、証明等に要する費用等	〇〇〇	根拠資料添付等
営繕費	現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用等	〇〇〇	見積書の写し添付等
	倉庫及材料保管場等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用等	〇〇〇	根拠資料添付等
	労働者宿、監督員詰所等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用等	〇〇〇	根拠資料添付等
	現場事務所等に係る土地・建物の借上げに要する費用	〇〇〇	単価×期間等 根拠資料添付
	その他営繕等に要する費用 (イメージアップ等)	〇〇〇	根拠資料添付
その他	予備費等	〇〇〇	
計		〇〇〇	提出した工事費内訳書の額と一致すること。

【建築工事の積算基準に基づいた工事の場合】

項目及び内容については、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」等を参考に当該工事に必要な費用を計上する。備考については、下例を参考に当該工事の見積りにおける金額の根拠となる費用の算式（単価×期間等）、見積書、根拠資料（類似・同規模工事（工事内容を確認するためCORINSの竣工時登録カルテ等の添付要）の支払い資料等）等を記載すること。

項目	内容	金額(円)	備考(根拠等)
準備費	敷地測量に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	敷地整理に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	道路占有料	〇〇〇	根拠資料添付等
	仮設用借地料	〇〇〇	単価×期間等 根拠資料添付
	その他準備に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
仮設建物費	監理事務所、現場事務所等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	倉庫、下小屋等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	宿舍、作業員施設等に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
工事施設費	仮囲い等の工施用施設に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	工施用道路等の工施用施設に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	歩道構台等の工施用施設に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	場内通信設備等の工施用施設に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
環境安全費	安全標識の設置に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	消火設備の設置に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	安全管理・合図等の要員に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
	隣接物等の養生に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	隣接物等の補償復旧に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
動力用水光熱費	工施用電気設備に要する費用及び工施用電気料金等	〇〇〇	単価×期間+設備用工事負担金等 根拠資料添付
	工施用給排水設備に要する費用及び工施用水道料金等	〇〇〇	単価×期間+設備用工事負担金等 根拠資料添付
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付けに要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	屋外発生材処分等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	除雪に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等
機械器具費	測量機器に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	揚重機械器具に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
	雑機械器具に要する費用	〇〇〇	見積書の写し添付等
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付等 (品質管理基準等にある試験項目に要する費用を計上する。)
	その他上記のいずれの項目にも属さない費用	〇〇〇	根拠資料添付等
	予備費等	〇〇〇	
計		〇〇〇	提出した工事費内訳書の額と一致すること。

※3 現場管理費の内訳書例

【土木工事等の積算基準に基づいた工事の場合】

項目及び内容については、国土交通省の「木工事工事費積算要領及び基準の運用」を参考に当該工事に必要な費用を計上する。備考については、下例を参考に当該工事の見積りにおける金額の根拠となる費用の算式(単価×期間等)、見積書、根拠資料(類似・同規模工事(工事内容を確認するためCORINSの竣工時登録カルテ等の添付要)の支払い資料等)等を記載すること。

項目	内容	金額(円)	備考(根拠等)
労務管理費	現場労働者に係る募集及び解散に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	現場労働者に係る慰安、娯楽及び厚生に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	現場労働者に係る作業用具及び作業用被服の費用	〇〇〇	根拠資料添付(直接工事費及び共通仮設費に含まれないもの)
	現場労働者に係る食事、通勤等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	現場労働者に係る災害時に事業者が負担する費用(現場労働者の看護費、見舞金)	〇〇〇	根拠資料添付
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生等に要する費用及	〇〇〇	根拠資料添付
	現場労働者の研修訓練等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等	〇〇〇	根拠資料添付 (機械器具等損料に計上されたものは除く。)
保険料	自動車保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付 (機械器具等損料に計上されたものは除く。)
	工事保険、組立保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付
	法定外の労災保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付
	火災保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付
	その他の損害保険の保険料	〇〇〇	根拠資料添付
従業員給料手当	主任(監理)技術者の給料、諸手当(危険手当、通勤手当等)及び賞与	〇〇〇	年間支払額(保険・税等控除前) / 12か月 × 期間(根拠(給与明細書、賃金台帳等)提示) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
	現場代理人の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火災手当等)及び賞与	〇〇〇	年間支払額(保険・税等控除前) / 12か月 × 期間(根拠(給与明細書、賃金台帳等)提示) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
	現場従業員(元請企業の社員)の給料、諸手当(危険手当、通勤手当等)及び賞与	〇〇〇	年間支払額(保険・税等控除前) / 12か月 × 期間(根拠提示) (世話役等で直接工事費及び共通仮設費に含まれる現場従業員の給料等は除く。) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
退職金	現場従業員(元請企業の社員)に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	〇〇〇	根拠資料添付 (世話役等で直接工事費及び共通仮設費に含まれる現場従業員の給料等は除く。)
法定福利費	現場従業員(元請企業の社員)及び現場労働者(下請負者等含む)に関する労災保険料の法定の事業主負担額	〇〇〇	根拠資料添付
	現場従業員(元請企業の社員)に関する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	〇〇〇	事業主負担額 × 期間 根拠資料添付
	現場労働者(下請負者等含む)に関する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	〇〇〇	見積書の写し別添

	現場従業員（元請企業の社員）及び現場労働者（下請負者等）に関する建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	〇〇〇	建設業退職金共済制度の標準購入額（総工事費（税込）×種別購入率×加入率÷70%）、又は当該制度対象とする現場従業員、下請負者等の従事延べ日数×320円の金額を比較の上、多い方を計上する。
福利厚生費	現場従業員（元請企業の社員）に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
事務用品費	事務用消耗品等の購入費	〇〇〇	根拠資料添付
	新聞、参考図書等の購入費	〇〇〇	根拠資料添付
通信交通費	通信費	〇〇〇	根拠資料添付
	交通費	〇〇〇	根拠資料添付
	旅費	〇〇〇	根拠資料添付
交際費	現場への来客等の対応に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費	〇〇〇	根拠資料添付
	騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費	〇〇〇	根拠資料添付
外注経費	工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費（外注一般管理費等）	〇〇〇	見積書の写し別添
工事登録等に要する費用	工事実績等の登録に要する費用（CORINS等）	〇〇〇	根拠資料添付
動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力等の費用（基本料金を含む。）	〇〇〇	単価×期間+基本料金等 根拠資料添付
	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する水道等の費用（基本料金を含む。）	〇〇〇	単価×期間+基本料金等 根拠資料添付
	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用するガス等の費用（基本料金を含む。）	〇〇〇	根拠資料添付
公共事業労務費調査に要する費用		〇〇〇	根拠資料添付
雑費	上記のいずれの項目にも属さない費用	〇〇〇	根拠資料添付
その他	予備費等	〇〇〇	
計		〇〇〇	提出した工事費内訳書の額と一致すること。

【建築工事の積算基準に基づいた工事の場合】

項目及び内容については、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」等を参考に当該工事に必要な費用を計上する。備考については、下例を参考に当該工事の見積りにおける金額の根拠となる費用の算式（単価×期間等）、見積書、根拠資料（類似・同規模工事（工事内容を確認するためCORINSの竣工時登録カルテ等の添付要）の支払い資料等）等を記載すること。

項目	内容	金額(円)	備考(根拠等)
労務管理費（現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再	募集及び解散に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	慰安、娯楽及び厚生に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	作業用具及び作業用被服等の費用	〇〇〇	根拠資料添付（直接工事費及び共通仮設費に含まれないもの）

下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)	食事、通勤費等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	安全、衛生に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	研修訓練等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	災害時に事業主が負担する費用 (現場労働者の看護費、見舞金)	〇〇〇	根拠資料添付
租税公課	工事契約書等の印紙代	〇〇〇	根拠資料添付
	申請書・謄抄本登記等の証紙代	〇〇〇	根拠資料添付
	固定資産税・自動車税等の租税公課	〇〇〇	根拠資料添付 (機械器具等損料に計上されたものは除く。)
	諸官公署手続き費用	〇〇〇	根拠資料添付
保険料	火災保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付
	工事保険、組立保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付
	自動車保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付 (機械器具等損料に計上されたものは除く。)
	賠償責任保険の保険料	〇〇〇	(年間保険料/年間売上高) × 入札価格 保険証券等の写し添付
	法定外の労災保険の保険料	〇〇〇	根拠資料添付
従業員給料手当	主任(監理)技術者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与	〇〇〇	年間支払額(保険・税等控除前) / 12か月 × 期間(根拠(給与明細書、賃金台帳等)提示) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
	現場代理人の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与	〇〇〇	年間支払額(保険・税等控除前) / 12か月 × 期間(根拠(給与明細書、賃金台帳等)提示) 茨城県最低賃金の時間額以上であること。
	その他現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与	〇〇〇	年間支払額(保険・税等控除前) / 12か月 × 期間(根拠提示)
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用	〇〇〇	根拠資料添付
退職金	現場従業員(元請企業の社員)に対する退職給付引当金繰入額	〇〇〇	根拠資料添付
	現場雇用労働者の退職金	〇〇〇	根拠資料添付
法定福利費	現場従業員(元請企業の社員)、現場雇用労働者及び現場労働者(下請負者等含む)に関する労災保険料の事業主負担額	〇〇〇	根拠資料添付
	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者に関する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	〇〇〇	事業主負担額 × 期間 根拠資料添付
	現場従業員(元請企業の社員)、現場雇用労働者及び現場労働者(下請負者等含む)に関する建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	〇〇〇	建設業退職金共済制度の標準購入額(総工事費(税込) × 種別購入率 × 加入率 ÷ 70%)、又は当該制度対象とする現場従業員、下請負者等の従事延べ日数 × 320円の金額を比較の上、多い方を計上する。
福利厚生費	現場従業員(元請企業の社員)に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費等の購入費	〇〇〇	根拠資料添付

	新聞・図書・雑誌等の購入費	〇〇〇	根拠資料添付
	工事写真代等の費用	〇〇〇	根拠資料添付
通信交通費通信費	旅費	〇〇〇	根拠資料添付
	交通費	〇〇〇	根拠資料添付
	通信費	〇〇〇	根拠資料添付
補償費	騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等 に対して、近隣の第三者に支払われる補 償費	〇〇〇	根拠資料添付 (電波障害等に関する補償費を除く。)
その他	会議費、式典費等に要する費用	〇〇〇	根拠資料添付
	工事実績の登録等に要する費用 (CORINS等)	〇〇〇	根拠資料添付
	その他上記のいずれの項目にも属さない 費用	〇〇〇	根拠資料添付
	予備費等	〇〇〇	
計		〇〇〇	提出した工事費内訳書の額と一致すること。